

四  
明治十六年～十七年

(表紙)  
家譜 慶永公  
從明治十六年一月  
到同十七年十二月  
二百十卷追加 十三

家譜

○明治十六年一月一日早朝午前四時三十分目醒若水盥嗽、數長炮・雜煮・吸物・屠蘇・松立取立祝膳三菜汁を進む、畢て神殿を拜服大札せらる、供饌洗米・塩・水・肴餅・盃・瓶子祝詞例の如し

○同日午前六時三十分出門參朝大札小御所に於て拝賀、畢て青山御所江參賀、皇太后宮拜謁又明宮・滋宮江參賀、十一時過歸邸せらる

○同日勇子君所勞參内せられず、宮内省江不參届を指出さる

○同日歸邸後午前十一時過慶永公・勇子君・茂昭公・幾子君・康莊君列席表御座敷指支家令・家扶・家従・女中・家丁取締の年賀を請けらる、酒肴を賜ふ例の如し

○一月三日元始祭午前九時三十分出門大札賢所を參拜せらる、此日參拜前徳川家達殿の許を訪問し、又帰途有栖川宮其他數家を歴問して年賀を申入らる

○一月五日新年宴会午前九時三十分出門大札參内せらる、酒饌頂戴

・舞樂拜見例の如し、午後一時前歸邸せらる

○一月六日華族会館新年開館式十二時二十分出門通常會館に赴かる、開館式左の如し

明治十六年一月六日華族会館開館式

一午後第一時同族通常參集ス

一午後第一時三十分親王御來館小松宮・北白川宮來館せらる

一同族一同正堂二列ス

一東京府知事正堂二列ス芳川顯正

一宮内卿以下華族局長及監督正堂二列ス

一親王御臨席一同敬礼ス

一親王御祝詞アリ北白川宮

一館長親王ノ御前ニ進ミ答詞ヲ奉ル伊達宗城

一館長同族ニ対シ祝詞ヲ述フ

一同族惣代一人答詞ヲ述フ万里小路博房

一特撰幹事一人祝詞ヲ述フ五柴為榮

一學習院長祝詞ヲ述フ立花種恭

一副館長答詞ヲ述フ東久世通禎

一親王御退席一同敬礼ス

一親王祝宴席工御臨席

一宮内卿以下華族局長及監督祝宴場二列ス

一東京府知事祝宴場二列ス

一同族祝宴場ニ列ス

一親王以下宴ヲ開ク

一一同退散

以上

○一月八日祠堂に於て治好命の正忌祭<sup>中</sup>を執行せらる、祭主慶永公

・副祭主茂昭公、供饌七台

○一月九日徳大寺宮内卿より明日日参省あるへき旨を達せらる、左の如し

御用之儀有之御面談致度候条、明日日午前十時参省可有之候、此段及御達候也

明治十六年一月九日

宮内卿徳大寺実則

○一月十日午前九時出門、宮内省に赴き卿に面会せらる、此時卿麁

香間祇候一同江御心得のため一覽に入れ置くへき旨太政大臣命せられしよしを述へ、旧臘廿五日発表ありし官令二通外に酒税・煙草税の布告書を交附せらる、官令二通左の如し<sup>酒税・煙草税の布告ハ略す</sup>

其一

戊辰以来民力ヲ休養シ根本ヲ培殖シ、偏ニ内政ノ急ヲ被思召候儀ニ有之候処、方今宇内ノ形勢ニ於テ陸海軍ノ整備ハ実ニ不得已ノ事宜ニ有之、因テ此際時ニ措クノ宜キヲ酌定シ、国家ノ長

計ヲ誤ラサル様精々廟議ヲ竭スヘキ旨御沙汰候事

明治十五年十二月廿五日 太政大臣三条実美

其二

維新日浅ク民力未舒之際、事宜不得止之急務ニ依リ今度別紙之通被仰出候、就テハ深く宸襟ヲ被為惱候条、此際ハ各庁ニ於テ不急ノ庶務ヲ節略シ聖旨貫徹候様可致、此旨相達候事

明治十五年十二月廿五日 太政大臣三条実美

○一月十五日午前<sup>(マ、)</sup>三十分出門参内せらる、例月の天機何なり、青山御所江も参上せらる

○一月十六日勇子君午前九時三十分出門、十時四十五分新橋発汽車にて伊豆国熱海に赴かる、鈴木準道<sup>扶家</sup>・山本武<sup>従家</sup>・持田弥市<sup>丁外</sup>に崎尾・のぶ随行す、途中休泊左の如し

休泊

十六日 神奈川<sup>石崎孫八</sup> 泊 藤沢 若松屋

十七日 大磯 小田原<sup>片岡</sup>

十八日 吉浜 熱海 勢古六<sup>丁外</sup> 太夫

○一月廿二日宮内省より左の通り通達あり、即日族中へ伝達せらる来る三十日孝明天皇御例祭ニ付、有位華族之輩正午十二時より午後二時迄大礼服用参拝候様、族中江伝達可有之候也

十六年一月廿二日  
第廿六類族長  
正二位松平慶永殿  
華族局長  
宮内少輔香川敬三

追而参拜道筋ハ本年元始祭之節通り、不参之節ハ不及届出候事

○一月廿三日午前九時出門、青山御所に参賀せらる、皇太后宮の御誕辰なり、万里小路博房卿皇太后宮大夫面謁酒肴を賜ハる

○一月廿四日午前九時過出門、芝増上寺將軍秀忠公の靈屋に参詣せらる

○一月廿七日午前出門参内せらる、昨廿六日午後九時三十分権典侍千種任子分婉、皇女御降誕ありし故参賀せられしなり、青山御所及び御産所へも参賀、御産所にては御降誕の皇女に拝謁せられたり

○同日宮内省より左の通り通達あり、即日族中江伝達せらる

昨廿六日午後九時三十分皇女御降誕被遊候ニ付、在京有位華族之輩本日より三日ノ内宮内省へ参賀候様、族中江伝達可有之候也

明治十六年一月廿七日  
第廿六類族長  
正二位松平慶永殿  
華族局長  
宮内少輔香川敬三

○一月三十日孝明天皇御例祭午前十時出門大礼服参内、賢所を拝せらる

○二月一日宮中ニ於て去月廿六日御降誕ありし皇女の御命名式を行ハせらる、午前九時出門参賀、小御所に於て親王・大臣・参議・麝香間詰・宮内省勅任官に御祝酒を賜ハリ、畢て青山御所及び御産所へも参賀せらる、皇女の御名左の如し

マエ  
増宮 章子  
右之通ニ候事

○同日麝香間祇候御一同中山忠能殿・九条道孝殿・尚泰殿を除くより御命名を拝祝し御肴を進献せらる追而近衛殿より費用割を申遣ハさる 壱人当り式十四銭なり

○二月五日午前九時十分出門参内せらる、例月の天機何なり

○同日宮内省より左之通通達あり、即日族中江伝達せらる

来る十一日紀元節ニ付在京有位華族〔勅奏任官・麝香間祇候及宮中祇候、明宮・増宮祇候当直ヲ除ク〕於当局酒饌可賜之处、場所狭少ニ付於芝離宮下賜候条、当日午前十時ヨリ正午十二時迄ノ内大礼服用、同所江参上候様族中江伝達可有之候也

明治十六年二月五日  
第廿六類族長  
正二位松平慶永殿  
華族局長  
宮内少輔香川敬三

追テ不参ノ輩ハ同時酒饌受取人可差出、且各地寄留及赴任・御用旅行ノ輩ハ〔京都府下ハ除ク〕翌十二日午前十一時迄ニ酒饌料受取人当局江可差出事

二月十一日

毛利元徳

伊達宗城

蜂須賀茂詔(詔)

松平慶永

○同日沢木禄平・長谷川皎豆州熱海江出發す、鈴木準道・山本武と

誰殿

交代するためなり、八日鈴木・山本東京に帰る

二伸当日御出席之御人員、来ル廿日迄ニ日本橋区浜町壱丁目壱

番地蜂須賀方江御報知可被下候也

○二月十一日紀元節午前九時出門大札参内せらる、宮中に於て酒饌

拝賜・舞楽拝見、新年宴会の例に同じ、畢て賢所を拝せらる

一御隠居之御方ハ御出席御随意之事

一令扶等之内一名御召連之事

○同日紀元節の御兼題禁苑春来早の歌を詠進せらる、左の如し

さく花の梅かえうたふ鶯も先九重の春やしるらむ

但御主人御欠席ニテモ御差出有之度事

慶永

一會費御主人并令扶等一名ニ付金三円宛当日御持参相成度、其

○同日蜂須賀茂詔殿以下数名の方々と共に、旧領知十万石以上の華

族方江懇親会開設の案内状を差出さる、左の如し

○二月十五日午前出門羽織袴参内せらる、例月の天機伺なり、常御殿に於て内謁見仰付らる

愈御清穆奉賀候、然者此節拙者共申合旧拾万石以上之各位卜懇

親会相催度、就テハ来ル廿五日午後三時芝紅葉館ニ於テ開会致

候間、御同意候ハ、御繰合御来会之程致企望候也

○二月十七日午前九時出門参内せらる、去る十五日博厚親王三品華頂宮薨去せられし故、天機を伺ハれしなり

池田章政

山内豊範

鍋島直大

○同日午前十一時三十分再び出門、芝延遼館江参上せらる、華族々

長一同江午餐西洋式食事を賜ハリしなり

○二月廿五日午後出門参内せらる、例月の天機伺なり、青山御所江も参上、退出より芝紅葉館に赴かる、旧領知十萬石以上の方々懇親会を催されしなり

○二月廿八日午前九時出門、上野凌雲院田安齊匡卿の靈屋に参詣せらる以後悉くハ記載せず

○三月三日午前十一時五分男子君熱海より帰京せらる、去月廿八日熱海を発し途中相州江之島・鎌倉・横浜遊覽、本日帰着せられしなり、茂昭公・康莊君新橋に迎へられ、鈴木準道横浜に、女中駒の新橋に奉迎せり、随従帰京せし家従以下人名及び休泊左の如し

随従者  
家従 長谷川 皎 中島直藏昨二日帰る  
家従 沢木 禄平  
女中 崎尾 女中のぶ

休泊  
二月 廿八日 小田原 泊  
三月 一日 江之島  
同 二日 横浜  
同 三日 東京 着

○三月五日午十二時後出門参内せらる、例月の天機伺なり、青山御

所へも参上せらる

○同日太政官に於て賞詞の辞令書を達せらる、此辞令書ハ川村正平太政官准奏任御用掛り名代を以御請に及び同人持参せり、左の如し

正二位勲二等松平慶永

鹿兒島逆徒征討ノ際、戦地病院へ鶏卵及果実等寄贈候段奇特ニ候事

明治十六年三月五日

太政官

○三月六日藤垣神社に石灯籠一對、体育会に金七拾円寄附せらる、藤垣神社ハ本多家の旧臣相謀て同家の祖先本多富正の靈を祀るため新に造営せし社、体育会ハ福井士族の有志者協議して、劍柔術を演習するため創立せし道場なり、此時慶永公・茂昭公連名を以て書面書面ハ茂昭公に記載すを添られたり

○三月十一日男子君の熱海入浴に随従せし家扶以下に慰勞金を附与せらる、左の如し

金五円宛 鈴木準道 沢木禄平  
長谷川皎 山本 武  
金拾五円宛 崎尾 のぶ

金式円宛

中島直藏

持田弥市

○三月十五日午前九時出門羽織袴参内せらる、例月の天機伺なり、常御殿に於て拝謁あり

○三月廿一日春季皇霊祭所勞参拝せられず、宮内省江不参届を指出さる

○三月廿五日午前(マ、)三十分出門参内せらる、例月の天機伺なり、青山御所江も参上せらる

○四月三日神武天皇祭所勞参拝せられず、宮内省江不参届を指出さる

○四月五日午前十時出門参内せらる、例月の天機伺なり、青山御所江も参上せらる

○四月八日祠堂に於て春季祭祭大を執行せらる、祭主慶永公・副祭主茂昭公、供饌十一台祭典の次第ハ茂昭公譜に記載す

○四月十一日午後十二時祠堂に於て秀康命の誕辰祭祭大を執行せらる、

祭主慶永公・副祭主茂昭公、供饌十一台、本日者亭番にて御一方を招待せられたり詳細ハ茂昭公譜に記載す

○四月十四日午後三時出門、茂昭公・康莊君と共に両國中村楼に於て開筵せる越前人の懇親会に出席せらる、該会ハ本日の開筵を以て濫觴とす、参会人員百二十四名、越前国内各旧藩主にハ慶永公・茂昭公・有馬道純殿・小笠原長育殿土井恒殿ハ臨時不参間部詮道殿ハ加入せられず令息方ハ康莊君・有馬純文殿・有馬純固殿・小笠原東三郎殿なり、宴会前慶永公祝辞二通を朗読せらる、一通ハ参会者一同に告げ、一通ハ旧福井藩人に告げられしなり、開会の主義及び慶永公の祝辞左の如し

越前懇親会主義

同郷ノ人士相親ミ相睦ミ、故旧の情誼ヲ忘レサランカ為、曩ニ設クル所ノ思郷会ノ主義ニ依リ更ニ其規模ヲ大イニシ、越前懇親会ト名ケ、在京ノ越前人貴賤長幼ノ別ナク、識ルト識ラサルトニ拘ハラズ相会シテ洽ク親睦ノ情ヲ尽サント欲ス、因テ其方法ノ大綱ヲ掲クル左ノ如シ、冀クハ同国ノ有志諸君此挙ヲ賛成セラレンコトヲ

第一 会期ハ毎年二回乃チ一月・十月ノ第三日曜日ト定メ、来去ハ各員ノ適意ニ任スト雖トモ、其時間ハ必ス午後四時迄ニ来集シ、凡ソ午後九時ヲ以退散ノ期限トス

第二 会場ハ幹事之ヲ予定シ、便宜ノ方法ヲ以テ其都度之ヲ報

告スヘシ

第三 会費ハ一回金一円ト定メ、出席之際之ヲ幹事ニ交附スベシ

第四 会員中ヨリ幹事若干名ヲ投票シ、以テ会務ヲ弁理セシム

祝辞の一

本日越前懇親会ヲ当樓ニ開ク、有馬君ヲ始メ各藩ノ御旧主及旧臣參集シテ快樂ノ盛宴ヲナス、実ニ欣然ノ至ニ堪ヘサルナリ、余是ニ於テ一言ヲ吐露ス、今ヤ各藩ノ區別ナク越前ノ士族ハ即福井県ノ士族タリ、今ヨリ此会ヲ基礎トシテ相互ニ親密ノ交際ヲナシ、智識ヲ交換スルノ有益アランコトヲ望ム、今日ノ此会タルヤ共ニ充分ノ歡樂ヲ罄シ霞杯ヲ傾ケンコトヲ希望ス

明治十六年四月十四日 正二位松平慶永

祝辞の二

汝衆庶ヨ、余ハ余ノ欣慕スヘキ旧封土ナル愛撫スヘキ旧臣等ヲ本日該樓ニ集合シ懇親会ヲ開ク、来会スルモノ最多シ、実ニ余ノ榮譽ニシテ歡喜ヲ胸中ヨリ溢ラサシム、余ハ暫時汝衆庶ノ耳朶ヲ借り本日集合ノ主義ヲ一言演述ス、抑明治維新ノ際二百余年奉預シ封土ヲ奉還ス、於是君臣ノ名義ハ消滅ストイヘトモ其有義ノ情契ニ至ツテハ毫モ如昔日ニシテ、今モ決テ消滅セサリキ、余ノ憂フル所ハ星移物換從今二三十年ヲモ経過セハ、今ノ君臣子孫ニ至リ、今日ノ如キ親密ノ情ヲ以テ交際スルコトハ自然疎遠ニイタルヘキヲ以テナリ、仍其有義ノ情契ハ幾百年ヲ經

トモ永統依旧ノ形況ヲ現存スルコトヲ熟望セリ、故ニ自此一ケ年ニ回ノ懇親会ヲ開キ、旧君臣水魚ノ交ヲナシ、智識ヲ交換シ交際ヲ親密ニ結合センコトヲ望ム、此主義タルヤ汝衆庶モ余ト同感ナルヲ信ス、余ハ本日汝衆庶ト共ニ霞杯ヲ傾ケ、春風和氣ノ大快樂ヲ得ルヲ喜フナリ、汝衆庶モ十分ノ歡娛ヲ罄スヘシ、余ハコレヲ以テ祝辞トス、併テ汝衆庶ノ健康ヲ祈ル

明治十六年四月十四日 正二位勲二等松平慶永

○四月十五日午前九時三十分出門參内せらる、例月の天機伺なり、帰途徳川達孝殿の許に立寄午餐、夫より島津忠義殿の大崎邸に赴き、照国神社島津齊彬公を祭る祭典に会せらる、過日別格官幣社本社ハ鹿兒島にありに列せられしを以て臨時祭を執行せられしなり、榊一對・蒸菓子一折を供へ、又哥を供へらる

春神祇

のとかなる御代のさかりの花みるも思へは神の恵み也けり

○四月廿一日宮内卿より来る廿五日観桜会に參上すへき旨達せらる、達書及び御請書左の如し

宮内卿達書

聖上・皇后宮來ル廿五日午後三時浜離宮御苑ニ於テ観桜会御催ニ付、延遼館江參入可有之旨被仰出候条、此段申入候也

明治十六年四月二十日

宮内卿徳大寺実則



正二位松平慶永殿

同 令夫人

別紙

一 当日着用服フロックコート、婦人ハ掛袴或ハ紋付白襟又ハ

西洋服ノ内勝手タルベシ

一 御苑中ニ於テ婦人ノ外各員日傘・鞭・杖或ハ襟巻・外套ヲ用

ウベカラズ〔上着ハ此限ニアラズ〕  
フウコト

御請書

聖上・皇后宮来ル廿五日午後三時浜離宮御苑ニ於テ観桜会御催

ニ付、延遼館へ荆妻携帯参上可仕旨被仰出、難有仕合奉存候、

右御請奉申上候也

明治十六年四月二十一日

正二位松平慶永

宮内卿徳大寺実則殿

○四月廿三日節子君・里子君帰邸せらる、節子君ハ去る明治九年九

月十日以来保坂徳右衛門巢鴨町二丁目農方へ預け置かれ、里子君は明治

十一年五月七日以来今村坦板橋平尾牧場住士族方へ預け置かれしか、追々

生長せられし故節子君六年八月本邸へ引取れしなり、此時保坂徳右里子君五年一月

衛門・今村坦へ左の通り贈与せらる

一金百三拾円

保坂徳右衛門

一 養信筆二幅対掛軸

一 羽織地奉書袖二葉葵紋形添一反

一 羽織地奉書袖二葉葵紋形添一反

保坂老婆

一 花色絹 一反別段

一 縹子帯地片側物一ツ、 保坂娘兩人

一 金貳円ツ、 品物料 同子供兩人

一 金壹円ツ、 同僕婢兩人

一 養信筆二幅対掛軸 今村 坦

一 羽織地奉書袖葵紋付

一 八丈縞壹反

一 花色絹壹反別段 今村老婆

一同 壹反 同 養母

一同 壹反別段 同 養母

一 縹子帯地片側物 同 妻

一金千疋 同 伯母

一同 同 伝太郎

一金貳千疋ヲ 同 小供三人

一金壹円ツ、 同 僕婢兩人

○四月廿五日午後一時三十分出門、延遼館江参上せらる、此日ハ聖

上・皇后宮幸啓、皇族・大臣・参議・各国公使・勅任官・麝香間

祇候を召し観桜御会の御催しありしなり、中島御茶屋に於て聖上

・皇后宮御立食、皇族・大臣・参議同所にて、各国公使・勅任官

・麝香間祇候松燕両御茶屋にて御陪食を賜ハリき

○四月廿六日午前九時三十分出門参内せらる、観桜御会に召されし故御礼を申上られしなり

○四月廿八日午前八時三十分出門、吹上御苑江参上せらる、此日ハ吹上御馬場に於て和鞍乗馬天覧ありて陪観仰出されしなり

○四月廿九日午前九時出門参内せらる、乗馬陪観の御礼を申上られしなり

○五月五日午前九時三十分出門参内せらる、例月の天機伺なり、青山御所江も参上せらる

○五月十九日午前七時三十分出門華族会館に赴かる、本日午前九時御出門、華族会館へ御臨幸在らせられしなり、其御次第左の如し  
明治十六年五月十九日華族会館臨幸次第

- 一 当日表門玄関国旗ヲ裝飾ス
- 一 午前八時正副館長・学習院長・特選幹事以下職員一同フロツコート着用参集ス
- 一 同時華族一同フロツコート着用参集ス
- 一 同時三十分皇族御来館

一同九時聖上御出門

一 一同奉迎場ニ整列ス〔図ノ如シ〕

一 皇族奉迎場ニ列セラル

一通御之節奉迎ノ輩一同敬礼ス

一 華族会館江着御、館長・副館長御先導

一 御休所ニ入御、茶菓ヲ奉献ス

一 一同御対面

一 畢テ議員議事堂ニ列ス

但傍聴ノ輩其席ニ列ス

一 議場位置定テ館長出御ヲ奏請ス

此時議題及議員人名簿ヲ奉献ス

一 議場ニ出御、館長御先導、皇族・大臣・参議・供奉官員扈從ス

一 議長以下一同敬礼ス

一 開議

一 畢テ入御

一 御昼餐

一 午後剣術御覧、特選幹事・族長・管長拝観ヲ許サル

一 畢テ入御

一 御夕食

一 還幸、一同奉送場ニ整列ス〔図ノ如シ〕

一 館長直ニ参内、臨幸ヲ奉謝

〔奉迎・奉送場ノ図ハ略ス〕

議事天覧後、侍従を以て議長大給恒に下附せられし勅語の御書付

議事ノ体裁克ク整頓セリ、汝等一同勉勵ノ効ヲ見ルニ足ル、爾後益勉メヨ

○五月廿二日午後二時出門、徳川昭武殿の許小梅村の邸に赴かる、過日常

磐神社徳川光圀公・徳川齊昭公を祭る社を別格官幣社に列せられし故、祝祭を行ハ

れ招請されしなり、此時神前に於て要石山姫齊昭公御作の謡曲の囃子あり、

慶永公より神前江榊一対を供へ徳川殿江交肴一籠を贈られたり

○五月廿五日午前九時三十分出門参内せらる、例月の天機伺なり、

青山御所へも参上せらる

○五月廿八日午前九時出門コフロツ参内せらる、皇后宮の御誕辰なる

を以て参賀せられしなり、皇后宮拝謁仰付られ、畢て御祝酒を賜ハる

○同日参内の際徳大寺宮内卿より今度宮内省中に編纂局を置、維新

前後の史料を蒐輯する事となれり、依てハ事実の徴となるへき記録あらは成るへく差出さるゝ様、又局員等時々参邸御相談に及ふ

へければ、記憶せらるゝ事実をも遺漏なく指示されん事を希望す

云々懇談せらる

○六月二日祠堂ニ於て秀康命の正忌祭大祭を執行せらる、祭主慶永公・副祭主茂昭公、供饌十一台

○六月五日午前九時出門参内せらる、例月の天機伺なり、青山御所江も参上せらる

○六月十五日午前九時出門参内せらる、例月の天機伺なり、謁見仰付らる、此日幼学綱要一部拝戴せらる、兼て拝戴を願ひ置かれしなり

○六月廿五日午前九時出門参内せらる、例月の天機伺なり、青山御所へも参上せらる

○七月一日祠堂ニ於て浅子命の正忌祭中祭を執行せらる、祭主慶永公、茂昭公欠席向ヶ岡射的場に赴かれし故なりせらる、供饌七台

○七月四日宮内省編纂局江蔵書十二部を指出さる、去月廿八日徳大寺宮内卿より御懇談ありし故なり、書名左の如し

靈岸筆叢式拾弍冊

榮井筆叢拾冊

靈岸掌記拾六冊

合同舶入相秘記六冊

御勅書壹冊

御達書壹冊

御沙汰書式冊

戊辰日記五冊

慶応二年写帳式冊

安政年間写帳三冊

慶応明治間雜記四冊

嘉永六年写物帳式冊

以上十二部七十四冊

故拝謁ハあらさりし

○七月廿日午前九時過出門、岩倉殿の喪を吊問せらる、右大臣殿過日來御病臥の処本日午前七時四十五分薨去実ハ十九日午前七時四十五分せられし故なり

○七月五日午前九時出門参内せらる、例月の天機伺なり、青山御所へも参上せらる

○七月廿一日午前九時出門参内せらる、右大臣岩倉具視公薨去せられし故天機を伺ハれしなり、退出より青山御所江参上、皇太后宮の御機嫌をも伺ハれたり

○七月十日祠堂に於て礼以子命の正忌祭中を執行せらる、祭主慶永

公・副祭主茂昭公、供饌七台、鍋島筆子殿会祭、午餐を饗せらる

○七月廿五日午前四時三十分出門大礼服凶飾贈太政大臣岩倉公の葬に会せらる

○同日東京地学協会へ金式百円寄附囊に金五百円寄附併ハせて金七百円なりせらる、添書左の如し

○七月廿六日午前八時過出門参内せらる、暑中の天機伺なり

記

一金式百円

右者曾テ七百円寄附御約定致置先年五百円指出候二付、残額前

書之通り本日寄附候間御落手被下度候也

明治十六年七月十日

松平慶永

東京地学協会幹事御中

○八月十五日参内せられず、去る十三日夜より腸胃加答留を悩まれし故なり明十六日に至り全癒せらる

○七月十五日午前九時出門参内せらる、例月の天機伺なり、大暑中

○八月廿五日午前八時過出門参内せらる、例月の天機伺なり、青山

御所江も参上せらる

○同日祠堂に於て齊承命の正忌祭<sup>中</sup>を執行せらる、祭主慶永公・副祭主茂昭公、供饌七台

○八月三十一日午前八時過出門、明宮殿下の御住所<sup>中山家に邸</sup>に参賀せらる、殿下の御誕辰なり

○九月一日邸内鎮守宗像神社の例祭を執行せらる、祭主慶永公・副祭主茂昭公

○同日藤島神社<sup>越前国吉田郡牧ノ島村鎮座</sup>へ幣帛料<sup>金千</sup>を供へらる、本社<sup>正</sup>の祭神中脇谷義助公江去る八月六日特旨を以て従三位を贈られ、今日福井県令石黒務勅使として参向ある筈なりし故、福井住家従をして慶永公・茂昭公の代理を以て社頭に参詣、幣帛料を奉納せしめられしなり

○九月五日午前九時出門参内せらる、例月の天機伺なり、此日越前産新雲丹<sup>五箱一箱五合入</sup>を進献<sup>近年の例なり</sup>せられ、退出より青山御所へも参上せらる

○九月八日午前八時過出門参内せらる、去る六日韶子内親王<sup>宮</sup>薨去

せられし故、天機を伺ハれしなり

○九月九日午前八時出門参内せらる、昨八日章子内親王<sup>宮</sup>薨去せられし故、天機を伺ハれしなり

○九月十二日午前八時出門、故韶子内親王の御住所嵯峨殿邸に参上せらる、御棺拝のためなり

○九月十三日午前五時過出門、韶子内親王の御葬を奉送せらる、本日午前六時嵯峨殿邸<sup>内親王の御住所</sup>の御出棺、小石川区豊島岡に御葬送ありしなり

○九月十四日宮内卿へ不参届<sup>二</sup>を差出さる、本日ハ章子内親王の御棺拝礼、明十五日ハ御葬を奉送せらるべき旨宮内卿より通知ありしなり、届書左の如し

今十四日故章子内親王御棺前為拝礼、通常礼服用裏霞ケ関御住所へ参上可仕之処、所勞二付不参仕候、此段御届申上候也

明治十六年九月十四日 正二位松平慶永

宮内卿徳大寺実則殿

明十五日故章子内親王御葬式二付、為奉送大礼服用参上可仕之処、所勞二付不参仕候、此段御届申上候也

明治十六年九月十四日 正二位松平慶永

宮内卿徳大寺実則殿

○九月十五日祠堂に於て齊善命の正忌祭<sup>中</sup>を執行せらる、祭主慶永公・副祭主茂昭公、供饌七台

○九月廿三日秋季皇靈祭参拝せられず、去る十三日以来胃部不調且脚気のため養生中なりし故なり、宮内省江不参届を差出さる

○九月廿五日例月の天機伺参内せられず、過日来の所労いまた全癒せられさりし故なり

○十月三日海晏寺後岡中根雪江の墓へ使鈴木準道を発し、時花を供へらる

○十月五日例月の天機伺参内せられず、所労のためなり

○十月七日橋本左内の靈前江榭一基・粕庭羅一箱を供へらる、本日橋本綱常宅に於て正忌祭を執行せし故なり

○十月八日土居歌島の靈前江時花・香木・菓子料<sup>金三</sup>百疋を供へらる、土居家に於て十三回忌の法祀を執行せし故なり、告文を遣ハさる、左の如し

故土居氏歌島刀自ハ余ノ生ル、時ヨリ副傳トナリテ余ヲ養育スルノ劳苦ハ実ニ僅々ナラス、其恩庇今ニ至ルマテ遺忘セス、爰ニ本月八日十三回ノ法祀ヲ修行スルト聞ク、追思往事シテ情曷ソ勝ヘン、秋花一筒ヲ奠シ及仏使<sup>香木</sup>ノコトヲ贈リテ聊其報酬ノ寸誠ヲ表ス、刀自靈アラハ尚ハ歆享セヨ

明治十六年十月八日 正二位勲二等松平慶永

○十月十日慶永公松浦詮殿と協議、連名を以て故田安宗武卿に贈位あらん事を内願せらる、宗武卿ハ將軍吉宗公の第二子にして田安家の祖先なるか、在世中力を古学復興の業に尽され、其道に大功ある人なるを以てなり、内願書左の如し

贈位内願

故従三位権中納言宗武ハ八代將軍吉宗ノ二子ニシテ田安ト称ス、宗武皇国ノ古学衰ヘタルヲ歎キ古楽譜ヲ正シ、有職ノコトニ力ヲ尽シ、歌道風調ノ浮薄ニ流レタルヲ復古センコトヲハカリ、自ラ撰フ所ノ書、古事記詳説米雅・玉函叢説・歌体約言等若干卷アリ、既延享三年加茂真淵を臣トシテ扶持シ、其以前荷田在満ヲモ<sup>東満呂</sup>義子<sup>義子</sup>扶持ス、彼等ニ質問シテ古道ヲ盛ナラシメントス、既徳川光圀<sup>水戸</sup>僧契沖ニ万葉集ノ註ヲ依頼シ、宗武亦在満・真淵ヲ扶持シテ学フ、右等ヲ考フルニ当時二条家・冷泉家ノ教ヘ非ナルヲ正シ、古学ノ一時ニ開ケシハ契沖・真淵等カ力而已ニ非ス、維新以来旧弊ヲ廢シ、古学ヲ用サセ給フモ其元ヲ糺セハ光

圀・宗武等カ功ト言サルヲ得ス、然ニ先達テ荷田東満・加茂真淵・本居宣長・平田篤胤等ニ特旨ヲ以正四位ヲ贈ラセ玉フト聞仰冀クハ宗武ニ於テモ皇国復古ノ学ニ志シ、心力ヲ尽シコトハ前条ノ如ク其著述ニ灼然タル義ニ候ヘハ、相当ノ贈位宣下有ンコトヲ奉冀望候、宜敷御採択之程万々奉内願候也

明治十六年十月十日

松浦 詮

松平慶永

三条殿閣下

○十月十五日例月の天機伺参内せられす、所労のためなり

○十月十七日神嘗祭参内せられす、宮内卿江不参届を指出さる

○十月廿三日祠堂に於て秋季祭<sup>大</sup>を執行せらる、祭主慶永公・副祭

主茂昭公、供饌等例の如し

○十月廿五日例月の天機伺参内せられす、所労のためなり

○十月廿九日慶永公の代理として茂昭公華族会館に赴かる、此日ハ各族長を招集して館長より壮年の子弟を成るべく士官予備学校に入らしめ、且其体格を検査すへき旨を演達せられしなり、其大意ハ華族の子弟ハ曾て勅諭の御旨ありて陸海軍に従事すへき筈なる

ことハ各家の素より承知せらるゝ所なれと、多数の子弟を残りなく士官学校に入れんとするも、実際に於てハ行届くへきにあらず、故に過日来松平乗承等と共に協議し、館長より宮内省江上請する所ありしに、今般宮内省より士官予備学校建設費として金若干を賜ハリ、年齢十八歳以上三十歳以下の輩を成るべく該校に入れて修学せしむる事となれり、就てハ来月五日より学習院に於て右年齢に相当する輩の体格を検査すへければ、予め族長・館長より各同族中江其旨を伝達せらるへし、尤検査の日時等ハ其時々館長より各家に通知すへしとの事なりき

○十月三十一日御一族方の令扶を本邸に招集せらる、一昨廿九日華族会館に於て館長より演達ありし、士官予備学校建設云々の旨趣を伝達すへしとてなり、此日招集に應じて来邸せる人々ハ、村上勝之輔<sup>松江松平家々扶</sup>・乙部鼎<sup>明石松平家々令</sup>・数見伝<sup>津山松平家々扶</sup>・三上雄之<sup>前橋松平家々扶</sup>・毛受吉亨<sup>清崎松平家々扶</sup>・木原忠輔<sup>松平直哉殿家扶</sup>・神山昌揚<sup>松平直平殿家扶</sup>なり、午前九時慶永公・茂昭公出席、該旨趣を伝達せられ、畢て退散せり

○十一月三日天長節参内せられす、過日来の所労いまた全く回癒に至らざりし故なり、宮内省江不参届を差出さる

○同日宮中の御兼題禁中月の歌を詠進せらる、左の如し

禁中月

あきつすの国の光りもさしそへて大内山をてらす月かけ

慶永

○十一月五日午前九時出門参内せらる、例月の天機伺なり、去る九月十三日已来所労のため引籠り居られしか、已に回復に及び本日ハ参内せられたり

○十一月七日午前十時過出門参内せらる、御陪食仰せ付られしなり、此日の御次第八十二時五分御陪食所<sup>常御殿</sup>出御、親王以下御陪食仰付られたる輩二階に昇り御次にて敬礼、次に各席に就き御陪食、畢て御学問所江移御、親王以下一同御前に候しコーヒを賜ハリ、又セリーヲ賜ふ、御物の珍器数種拜見仰付らる

千鳥ノ香爐 古代蒔絵文庫 明珍作兜

右の外尚数種あり

本日御陪食の方々

伏見宮貞愛親王 北白河宮能久親王 杉宮内大輔<sup>孫七郎</sup>

鍋島式部頭<sup>大直</sup> 中山従一位<sup>能忠</sup> 広幡正二位<sup>礼忠</sup>

松平正二位<sup>慶永</sup> 毛利従二位<sup>徳元</sup> 池田従三位<sup>政章</sup>

徳川従三位<sup>武昭</sup>

○十一月十二日観菊会所旁参内せられす、宮内省江不参届を指出さる

○十一月十五日午前九時出門参内せらる、例月の天機伺なり、青山御所江も参上せらる

○十一月廿二日午十二時三十分出門、毛利元徳殿の許<sup>高芝区</sup>に赴かる、本日昼参議伊藤博文殿参邸、欧州各国の国体及び貴族の実況を演説せらるへけれハとて案内せられし故なり、伊達宗城殿にも参会せられたり、毛利殿晚餐を饗せらる

○十一月廿三日新嘗祭所旁参内せられす、宮内省江不参届を指出さる

○十一月廿四日祠堂に於て六之助命の十年祭を執行し、慶永公祝詞を朗読せらる

○十一月廿五日午後一時出門参内せらる、例月の天機伺なり

○十二月五日午前六時出門、徳川天璋院殿の葬に会せらる、本日午前七時千駄ヶ谷徳川邸発棺、上野二之霊屋に於て葬儀を執行せられしなり

○十二月八日午後十一時ふち子分娩、御女子誕生せらる<sup>産月ハ来る十七年二月なり</sup>

○十二月八日午後十一時ふち子分娩、御女子誕生せらる<sup>産月ハ来る十七年二月なり</sup>

○十二月八日午後十一時ふち子分娩、御女子誕生せらる<sup>産月ハ来る十七年二月なり</sup>



しか八ヶ月にて  
誕生せられたり

○十二月十四日去る八日誕生せられし御女子に名を包子と命せらる、  
慶永公の撰定なり、命名書左の如し

命名

包子

明治十六年十二月十四日 正二位勲二等源慶永撰定

出典

五画巽出世上木性

包子 此訓嘉根

春秋元命苞水者天地之包幕五行之始万氣所由生元氣之津液也

明治十六年十二月十四日 正二位源慶永撰定

○十二月十五日午前九時出門参内せらる、例月の天機何なり

○同日宮内省及び小石川区役所江包子君の出産命名届を差出さる、  
左の如し

出産命名届届

私妾ふち

本月八日午后十一時分娩女子出生包子ト命名候、仍テ此段御届仕  
候也

明治十六年十二月十五日

第二部華族

正二位松平慶永

宮内卿徳大寺実則殿代理  
宮内大輔杉孫七郎殿

出産命名届届

小石川区小石川水道町三十五番地  
華族正四位松平茂昭養父  
正二位松平慶永妾腹  
五女  
包子  
明治十六年十二月八日生

右出生致候間此段御届申候也

明治十六年十二月十五日

右

正四位松平茂昭

右地差配人

大塚義明

小石川区長加藤治幹殿

出産届

出生ノ月日

十二月八日

小児ノ姓名

松平包子

男女第何

五女

出産ノ地名番号

小石川区小石川水道町三十五番地

母ノ姓名年齢

妾 糟谷ふし  
安政二卯年十二月廿日生

父ノ姓名年齢

松平慶永  
文政十一子年九月二日生

母ノ生国

東京

父ノ生国

東京

父ノ族職業

東京府華族

醫師或ハ産婆ノ姓名

産婆 鈴木兼咲

届人ノ住処姓名

小石川区小石川水道町三十五番地  
松平茂昭

明治十六年十二月十五日

右

松平茂昭

小石川区長加藤治幹殿

私五女包子義

○十二月十六日午前八時包子君逝去せらる、天資虚弱に涉られ、特に病に犯されられたりともなく漸次衰弱、昨十五日夜よりハ乳汁をも進められず、終に逝去せられしなり、慶永公ハ本日より十八日にいたる三日間、勇子君・茂昭公ハ本日限り遠慮せられたり

○十二月十七日宮内省江包子君の逝去せられし事を届出らる

死去御届

私五女包子義

本月十二日出生後病氣罷在候処養生不相叶、昨十六日午前八時死去仕候、依テ別紙容躰書相添此段御届仕候也

明治十六年十二月十七日

東京府華族  
正二位松平慶永

宮内卿徳大寺実則殿代理  
宮内大輔杉孫七郎殿

東京府下小石川区水道町三拾五番地  
華族茂昭養父慶永第五女  
明治十六年十二月八日早産  
松平包子

發育不全ニ由リ漸々衰弱ニ陥リ

遂ニ同月十六日午前八時死去ス

右者私施治之患者ニ候処、頭書之通致死亡候ニ付此段及御届候也

明治十六年十二月十六日

日本橋区蛸壳町二丁目廿三番地  
(殿)

岩佐 純

遠慮御届

病氣之処養生不相叶昨十六日午前八時死去仕候処、七歳未滿ニ付昨十六日より三日之遠慮致候、此段御届仕候也

明治十六年十二月十七日

東京府華族

正二位松平慶永

宮内卿徳大寺実則殿代理  
宮内大輔杉孫七郎殿

遠慮御届

私養父慶永

五女包子義病氣之処養生不相叶昨十六日午前八時死去仕候、右ハ私養妹之処七歳未滿ニ付昨十六日一日遠慮致候、此段御届仕候也

明治十六年十二月十七日

廿六類華族

正四位松平茂昭

宮内卿徳大寺実則殿代理  
宮内大輔杉孫七郎殿

小石川水道町三十五番地  
東京府華族正四位松平茂昭  
養父松平慶永

五女 包子

明治十六年十二月八日生

右者病氣之処養生不相叶昨十六日致死去候、依テ医師診断書相添

此段御届申候也

明治十六年十二月十七日

右

松平茂昭

右地差配人  
大塚義明

小石川区長加藤治幹殿

○十二月十八日包子君の御遺骸を品川海晏寺後岡の塋域に葬埋せらる、本日午前一時移靈祭、続て発葬祭を執行し、四時十分小石川水道町邸出棺七時埋葬を竟る

誌版正 慶永公書

諱包子正二位松平慶永第九女母細川氏実糟谷氏之出也、明治十六年十二月八日生同年同月十六日殤、葬品川海晏寺内松平氏塋域

○十二月廿四日華族局長より来十七年の新年式を達せる、左の如し

来ル十七年一月三日元始祭二付、有位華族之面々正午十二時より午後二時迄、大礼服用参拝候様族中江伝達可有之候、此段相達候也

明治十六年十二月廿四日 華族局長香川敬三

来十七年一月

二日 拜賀 午前八時

同日 青山御所へ参賀 同 九時

右同時二十分前非役有位華族之面々、大礼服用参内候様族中江伝達可有之、此段相達候也

明治十六年十二月廿四日 華族局長宮内少輔香川敬三

明治十七年新年式別冊之通候条族中江伝達可有之候、此段相達候也

十六年十二月廿四日 華族局長宮内少輔香川敬三

来明治十七年一月五日新年宴会二付、在京有位華族勅奏任官・麝香候・明宮祇候於当局酒饌可賜之処、場所狭隘二付於芝離宮下賜候条、当直ヲ除ク於芝離宮下賜候条、

当日午前第十時より正午十二時迄之内大礼服用参上候様族中江伝

達可有之、此段相達候也

十六年十二月廿四日 華族局長宮内少輔香川敬三

追而不参之輩ハ同時酒饌受取人可差出候、且各地寄留及赴任御用旅行之輩ハ、翌六日午前十一時迄二酒饌料受取人当局へ可指出事

○同日族長及び幹事の投票を開緘せらる、御一族中各家の投票数左の如し

族長十枚 松平慶永 同一枚 松平直克  
幹事十枚 松平直哉 同一枚 松平康民

○同日御一族中江族長投票の成績を通知し、且慶永公当撰の旨を吹聴せらる

族長投票之処小生多数得票恐懼之至二候、兼而御約束ニ而多数を得候ハ、勤務可仕旨、右二付今更固辞スヘキイハレ無之候条、乍不束十七年度引続担任可仕候、不相替不肖之慶永御教示・御賛助有之度希望候也

明治十六年十二月廿四日 松平慶永

今般幹事投票多数二付、乍御苦勞十七年度引続御担任有之度希望候也

明治十六年十二月廿四日

一族惣代 松平慶永

今般幹事投票直哉殿得票多数二付、十七年度引続担任有之候様

一族惣代之廉を以直哉殿江申入置候、為御心得申入候也

明治十六年十二月廿四日

松平慶永

○同日杉宮内大輔より書籍類差出されし謝状を贈らる、左の如し

今般当省ニ於て御手許御用書籍編纂之為メ、貴家所蔵之書類借

用且時々御質問ニ及ヒ、右御用万端都合克相濟鳴謝之至ニ候、

右御挨拶旁此段申入候也

明治十六年十二月

宮内卿代理

宮内大輔杉孫七郎

正二位松平慶永殿

○十二月廿五日午十二時過出門参内せらる、例月の天機伺なり

○十二月廿六日芝離宮に於て晚餐を賜ハるへしとの事なりしか、慶

永公参上せられず、宮内省江不参届を指出さる、今朝来下痢せら

れし故なり

○十二月廿九日午前九時出門参内せらる、歳末の御祝儀を申上けら

れしなり、青山御所へも参上せられたり

家譜

○明治十七年一月一日早朝午前四時三十分目覚若水盃嗽、数長匏・雑煮・吸物

・屠蘇・祝膳一汁三菜を進む、畢て神殿を拜大礼せらる、供饌・祝詞

例の如し

○同日午前六時三十分出門大服参朝、小御所に於て拝賀、畢て青山

御所江参賀、皇太后宮拜謁又明宮江参賀拜謁、帰途北白川宮・伏

見宮・有栖川宮・三条大政大臣へ新年の賀詞を述へ十一時前帰邸

せらる

○同日男子君所勞参内せられず、宮内卿江不参届を差出さる届書例文故略す

○同日帰邸後午前十一時過慶永公・男子君・茂昭公・幾子君・康莊君・節

子君・里子君列席慶永公家令・家扶・家従・女中・家丁取締の年賀

を請けらる酒肴を賜ふ例の如し

○一月三日元始祭午前九時三十分出門大服賢所参拝例の如し、此日

参拝前徳川家達殿の許に立寄り、又帰途杉宮内大輔其他数家に立

寄り年賀を申述へらる

○一月四日午前十時包子命の二十日祭小祭を執行せらる、供饌五台

○同日午後一時三十分出門、久我建通殿其他数家を歴問して年賀を

述へ、夫より芝紅葉館に赴かる、維新の際国事に尽力せられし方

々の紀念宴会なり、有栖川宮・小松宮・三条太政大臣・伊藤参議

・山田司法卿・松方大蔵卿・川村海軍卿・大山陸軍卿・佐々木工部卿・鳥尾中將・徳大寺宮内卿・田中参事院副議長・伊達修史館副總裁・九条従一位・長谷従二位・壬生従三位以下凡九十余人来会せらる、林元老院議官友幸・河田元老院議官景興・吉井友実・五条為栄・城多堯の諸氏会事を斡旋せり、六時過帰邸せらる

○一月五日新年宴会午前九時三十分出門大礼服参内、御前に於て酒饌

頂戴・舞楽拝見例の如し、午後十二時三十分過帰邸せらる

○一月六日十二時二十分出門通常礼服華族会館に赴かる、開館式に会同せられしなり

○一月八日祠堂に於て治好命の正忌祭中祭を執行せらる、祭主慶永公・副祭主茂昭公、供饌七台

○一月十日宮中御歌会始兼題晴天を詠進せらる、左の如し

懷紙

新年同詠晴天鶴応 制歌

正二位勲二等臣源朝臣慶永上

くもりなき御代のことしの始めとて田鶴も八千代と鳴わたるなり

○一月十四日包子命の三十日祭中祭を執行せらる、祭主杉浦勝雅・副

祭主今村今、供饌七台

○一月十五日午前九時出門参内せらる、例月の天機何なり

○一月廿三日青山御所江参賀せらる、皇太后宮の御誕辰なり、畢て鍋島直大殿・松浦詮殿と共に参内、学習院を帝立とせられん事を請ふの建言書を宮内大輔杉孫七郎殿江差出さる、此建言書を差出されし後四月十七日に至り、学習院を宮内省所轄官立学校に定められたり、建言書左の如し学習院を官立に定められたる達書をも建言書の末に附記す

忠能等嘗テ窃ニ以為ク華族ヲシテ凜然君民ノ間ニ立チ、具瞻ノ地ニ当リ以テ本分ヲ全クセシメンニハ、先ツ其子弟ヲ教育シ、材徳ヲ成達セシメサル可ラス、夫一己ノ智ヲ為シ一身ノ材ヲ達センニハ、成ヲ一般ノ教育ニ仰クモ可ナリ、苟モ其志此ニ止マラスンハ、則宜ク別ニ一校ヲ設ケ完美ノ教育ヲ施行セサル可ラスト、乃同族議ヲ決シ茲ニ一字ノ鬻ヲ營ス、其成功ニ及テヤ聖上忝モ其挙ヲ嘉シ、車駕親ク臨ミ玉ヒ、畏クモ特旨ヲ以テ学習院ノ懿号ト其額ヲ賜ヒ、併テ学資ヲ賚ヒ、両皇后宮ニモ行啓アラセラレ、殊ニ皇后宮ノ御親論モコレアリタル恩典ヲ辱クセリ、蓋学習院ハ仁孝天皇將軍家慶ニ諭玉ヒ、特ニ之ヲ開設セシメ玉ヒシ所、今我同族共立ノ学舎ヲシテ復此名ヲ継襲セシメ玉フモノ、実ニ希世ノ光榮ト云ヘシ、当時同族感激ノ深キハ勿論忠能等又益此挙ノ以テ止可ラサルヲ確信ス、以来本院教務ノ施設粗ホ

其緒ニ就キ、皇族ノ入学アラセ玉ヒシノミナラス、異邦殊域ノ人亦来テ其教育ヲ受クル者アルニ至レリ、左レハ今日ニ在テ本院教務ノ挙否ハ独リ華族教育ノ得失ニ関スルノミナラス、将サニ延ヒテ上皇室ニ及ヒ、外欧米各国ノ毀誉スル所ト為ラントス、其關係ノ広且大ナル、凡ソ全国無慮五万ノ庠序未タ我学習院ノ如キハ決テアラサルナリ、本院ノ地位既ニ是ノ如ク高く、其屬望ノ繫ル所是ノ如ク重シ、然ハ則宜ク其規模ヲ宏大ニシ、時好ニ制セラレス輕躁ニ趨ラス、完全適切ナル学則ヲ確定シ、以テ上優渥ノ盛旨ニ対揚シ、下此院ニ学フ者ヲシテ其学業ヲ大成シ、以テ当初ノ期望ヲ達セシメサルヘカラス、然リ而テ眷々ノ叡旨ヲ此院ニ垂レ玉ヒ、特殊ノ盛遇ヲ忝フスルニ拘ハラヌ、本院ハ原来一種族ノ私立ナルヲ以テ間々院務拡張ノ前路ヲ遮捺シ、将来ノ期望画餅ニ属セントスル者アルハ、忠能等ノ尤痛嘆慨惜シテ措ク能ハサル所ナリ、謹テ古典ヲ按スルニ橋氏・藤原氏等皆其宗ノ私学アリ、而テ後年皆大学ノ曹ニ列シ年官年爵ノ特例ニ預レリ、蓋當時ノ制今日ニ同シカラスト雖モ、之ヲ要スルニ私ヲ軫シテ官ト為シ、以テ其区域ヲ大ニシタルニ外ナラス、忠能等切ニ請フ、遠ク前朝ノ美蹟ニ拠リ、本院ノ性格ヲ改メテ帝立ノ地位ニ昇シ、以テ既成ノ業ヲシテ益開張セシメ玉ハンコトヲ、是忠能等深ク冀望シテ止マサル所ナリ、請フ其理由ヲ条陳シテ以テ参考ノ末ニ供セン、本院ノ性格ハ純然タル私立ナルヲ以テ、彼ノ徴兵丁年者ノ如キモ官立学校ト同ク法律上ノ保護ヲ受ルヲ

得ス、故ニ本院ノ生徒タル者成学ノ期已ニ目前ニ在ルモ、恰モ徴兵年齢ニ当ルアラハ直ニ教場ヲ辞シテ兵營ニ就カサルヲ得ス、是ヲ以テ前途ノ利害ヲ予測シ成業ノ果ヲ得ント欲スル者ハ、本院ニ入ルノ迂路ヲ避ケテ直ニ官費ニ入ルノ捷徑ヲ取ルヘキハ必然ノ情勢ナレハ、今後如何ナル高等ノ学科ヲ設クルトモ、小学ヲ卒業尚ホ此ニ留学スヘキ者ハ、概スルニ徴兵年齢ヲ過キタル者、若クハ体格検査ニ合格セスシテ兵役ヲ免レタル者、及一家ノ戸主タル者等特別ノ事故アル者ニ過キサル可キノミ、故ニ本院教育ノ効力ハ普通小学ニ止マリテ、中学以上ニ及フ者殆ント罕ナルニ至ラントス、忠能等慨嘆ノ至ニ堪ヘス、今之ヲ帝立ニ昇サレナハ是等ノ障害渙然氷積シテ、凡ソ此院ニ在ル者一意進取ノ途ニ安ンシ、以テ教育ヲ完受スルヲ得ヘシ、是本院私立ノ性格ヲ改メ、帝立ノ地位ニ昇サレンコトヲ伏シテ希望スル所ナリ

本院ノ教務ヲ論スル者或ハ云フ、法律専門トスヘシ、普通学廢スヘシ、曰何曰何ト、夫学習院ハ単ニ華族ノ教育ニ止マリ、他ニ延及セサル限リハ、原来華族ノ共立ニ係レルヲ以テ、其會議ノ決スル所ニ從ヒ、起廢變更固リ其処ナルヘシト雖モ、今日ノ学習院ハ業已ニ重大ナル属望ヲ負ヒ、至広ノ關係ヲ有スルニ至リシ上ハ、其起廢變更復タ一社会ノ私断ニ委ス可ニ非ス、是本院私立ノ性格ヲ改メテ、帝立ノ地位ニ昇サレンコトヲ伏テ冀望スル所ナリ

現時官立学校ノ数鮮カラスト雖モ、咸一科専門ノ学ニシテ畏ク  
モ皇子孫・皇族ノ学ハ七玉フヘキ教科ニ非ス、学習院ハ特ニ一  
種族ノ為ニ設ケシ所、規模甚タ大ナラス、教科未タ高カラスト  
雖モ、他日皇子孫・皇族ノ就学アラセ玉フヘキハ学習院ヲ措キ  
テ他ニ之レナキヲ確信スルナリ、是亦<sup>忠能等</sup>カ窃ニ本院ノ帝立ニ  
昇サレンコトヲ伏テ希望スル所以ナリ

以上<sup>忠能等</sup>区々ノ鄙言、幸ヒニ閣下ノ嘉納ヲタマヒ、乙夜ノ覽  
ニ供セラル、ヲ得ハ、豈独リ<sup>忠能等</sup>同族ノ幸福ノミナランヤ、  
伏テ惟ミルニ昭代継述ノ盛旨亦赫トシテ万世無疆ナラントス、  
<sup>忠能等</sup>痛切ノ至ニ任ヘス、頓首再拜

明治十七年一月廿二日

- 從五位立花寛治
- 從五位加納久宜
- 從四位長岡護美
- 從四位上杉茂憲
- 正四位松浦 詮
- 從三位池田章政
- 從三位鍋島直大
- 從三位細川護久
- 從二位毛利元徳
- 正二位松平慶永
- 從一位中山忠能

宮内卿徳大寺実則殿

四月十七日宮内卿の達書

学習院

其院今般宮内省所轄官立学校ニ被定候条、此旨相達候事

明治十七年四月十七日 宮内卿伊藤博文

今般学習院を以て宮内省所轄官立学校ニ被定候ニ付而ハ、従前  
各華族より学資トシテ差出候金額之儀ハ、自今学習院補助金ト  
シテ可為差出候、此旨相達候也

明治十七年四月十七日 宮内卿伊藤博文

<sup>華族会館副長</sup>  
正三位東久世通禧殿

○同日包子命の四十日祭祭小を執行せらる、明廿四日相当なれと故あ  
りて本日執行せられたり、武田正規奉仕す、供饌五台

○一月廿四日午前十時出門参内せらる、本日康莊君に叙位從五宣下  
ありし故、御礼を申上られしなり

○一月廿五日午十二時過出門参内せらる、例月の天機伺なり

○同日宮中退出より柳橋亀清楼に赴かる、康莊君本日元服の式を挙  
げられ、且近々出発独乙国に赴かるゝ筈故、御親戚方・御一族方  
を招き宴会を開かれしなり

○一月三十日午前十時出門大禮参内せらる、孝明天皇の御例祭賢所に参拝せられしなり

○二月二日午前九時出門参内せらる、本日康莊君に謁見仰付られ且天盃を賜ハリし故、御礼を申上られしなり

○二月三日包子命の五十日祭小を執行供饌し、畢て移靈祭を執行供饌せらる、杉浦勝雅・今村今奉仕す

○二月五日例月の天機伺参内せられす、昨夜来降雪地上尺余に及ぶ

○二月十一日紀元節参内せられす、風邪に感せられし故なり宮内省へ差出されし届書御兼題の歌を詠進せらる

社頭春風

君か代をささくといはふさく鈴の五十鈴のはらの宮の春風

○二月十五日午後一時出門参内せらる、例月の天機伺なり、退出より青山御所へも参上せらる

○二月十六日午前六時出門、七時三十分新橋発の汽車にて横浜に赴かる、本日大山陸軍卿欧州江出發せられ、且康莊君昨日東京出發

横浜旅館林に一泊、大山陸軍卿の一行と共に仏国飛脚船リーマンザに搭し、独乙国に出發せられし故其行を送られしなり、十時飛脚船解纜後林庄五郎宅にて休憩、茂昭公其他旧臣の此地に奉送せし輩と共に午餐を了へ、午後一時横浜發汽車にて帰邸せらる

○二月廿五日午前九時出門参内せらる、例月の天機伺なり

○三月五日午前九時出門参内せらる、例月の天機伺なり、退出より青山御所へも参上せらる

○同日御兼題の歌を詠進せらる

源順

言の葉の花を撰らひし梨壺に高き其名も世にかをりけり

○三月十日午前九時出門宮内省に赴かる、一昨八日召喚状来りし故なり、華族局に於て皇城炎上の際献金せられしを賞し、銀盃三を下賜せらる、辞令書左の如し

正二位勲二等松平慶永

明治六年皇城炎上ニ付金千円献納候段神妙之至候、依テ為其賞  
三組銀盃下賜候事

明治十七年三月六日

宮内省



○同日宮内省退出より天徳寺松栄院殿  
青松院殿墓所江参詣、夫より芝延遠館に

赴かる、本日ハ同館に於て相撲天覧ありて陪観を許されし故なり、  
武田正規・鈴木準道・沢木禄平随行す、午後七時過帰邸せらる

○三月十一日祠堂に於て秀康命の誕辰祭中を執行せらる、祭主慶永  
公・副祭主茂昭公、供饌七台

○同日午後三時出門、松平康民殿の邸蛸壳町に赴かる、秀康公の祭典

本年ハ康民  
殿祭典亭番に会せられしなり、参会せられし御一族の方々ハ慶永公

・茂昭公の外松平直克殿・松平直亮殿・松平直静殿・松平直平殿  
なり、確堂殿・康民殿出席せらる、武田正規・鈴木準道随行し、  
慶永公・茂昭公より玉串料金千疋を備へらる

○三月十五日午前九時出門参内せらる、例月の天機伺なり、謁見仰  
付らる

○三月廿日春季皇霊祭午前十一時出門大禮参内せらる

○三月廿四日祠堂に於て包子命の百日祭中を執行せらる、杉浦勝雅  
・今村今奉仕す、供饌七台

○三月廿五日午前九時出門参内せらる、例月の天機伺なり、退出よ

り青山御所江も参上せらる

○三月廿六日慶光君名を慶民と改めらる、去る十九日故一品典仁親

王光格天皇  
の御父に太上天皇の称号を追贈せられ、慶光天皇と諡せらるゝ

旨仰出されし故なり、慶民の名字ハ慶永公の撰定なり、左の如し

改命名

慶民

明治十七年三月廿六日

正二位勲二等源慶永撰定

出典本性二字併二十画震大命風上

慶民此訓  
多美

此

字公永

尚書云一人有慶兆民頼之其寧惟永

明治十七年三月廿六日

正二位勲二等源慶永撰定

○三月廿七日宮内省及び区役所江慶民君の改名届を指出さる、左の  
如し

改名御届

私四男慶光儀

慶光天皇御諡ニ差合候ニ付慶民ト改名之儀、区役所江届濟ニ付  
此段御届仕候也

明治十七年三月廿七日

東京府華族

正二位松平慶永

宮内卿伊藤博文殿

改名御届

小石川水道町三十五番地  
華族正四位松平茂昭養父  
正二位松平慶永  
四男 松平慶光  
ヨシタミ  
慶民

右者慶光天皇御謚ニ差合候ニ付改名候、此段御届申候也

右

正四位松平茂昭

右差配人大塚義明

小石川区長加藤治幹殿

○三月廿九日午後二時出門、皇后宮の召に応じて参内せらる、此日  
皇后宮御苑内寒香亭に成らせられ、宴を賜ハる、召されて参内せ  
られし方々ハ、宍戸璣殿・山岡鉄太郎殿・香川敬三殿・高崎正風  
殿・伊達宗城殿・九条道孝殿・久我建通殿及び慶永公なり、毛利  
元徳殿も召されけれと参上せられさりき、御前に於て当坐の御題  
梅薫風を賜ハリ、皇后宮の御詠を拝見せしめらる、詠進畢りて酒  
夕鶯を賜ハリ又皇后宮の御前に召寄せられ、御酌をも賜ハリ親しく  
御談話も在らせられき、慶永公の詠進せられし歌

梅薫風

大君の恵ミあまねき春風にかをりみちたる御苑生の梅

夕鶯

ゆふ月夜梅か枝うたふ鶯の声もかすみてのとけかりけり

○同日福井住旧臣毛受洪着京当邸に来る、旧臣中特に優遇せらるゝ  
輩の惣代として出京、安否を伺ひしなり、滞留中邸内の一室を貸  
し与へ日々賄を贈らる

○四月一日午前九時過出門参内、天機を伺はる、去月廿八日御発輦  
府中馭江行幸、昨三十一日還幸せられし故なり

○四月三日神武天皇例祭午十二時出門参内、賢所を参拝せらる

○四月五日午十二時過出門参内せらる、例月の天機伺なり、退出よ  
り青山御所江も参上せらる

○四月六日午後三時茂昭公御同車出門、両國中村楼に赴かる、第三  
回越前懇親会に会同せられしなり、此日参会せる物人員ハ八十余  
名にて、越前国各旧藩主ハ慶永公・茂昭公の外有馬道純殿・小笠  
原長育殿なり、慶永公祝辞を朗読せらる、左の如し

祝辞

維明治十七年四月六日ヲ以テ該中村楼ニ第三回越前懇親会ヲ開  
ク、余ハ爰ニ参向シ満場ノ公衆ト共ニ面晤スルヲ誠ニ楽ミトス、  
依旧祝辞ヲ演ヘント欲スレトモ、イツモ定文句ニシテ陳腐ニ属

ス、言フヘキ種カ尽タリト思ヒシニ、忽言フヘキ種ヲ見出シテ  
欣喜曷リ堪ヘン、幸ニ旧封土ヨリ旧門闕ナル旧臣山県昌・毛受  
洪上京ス、本日此両氏ヲ同伴ス、公衆ト共ニ春風和氣ノ霞杯ヲ  
傾ケ献酬アランコトヲ望ム、余ハ此両氏ヲシテ東京懇親会ノ景  
況ヲ親シク目撃セシメ、帰福ノ上ハ漸次ニ各旧藩臣民ノ賛成ヲ  
乞ヒ、親密ノ交際ヲ結交シ、該会ノ如キヲ開設シ、国家ニ利益  
アランコトヲ希望ス、即今日ヲ以テ端緒トス信シテ疑ハサルナ  
リ、余ハ満場ノ公衆ニ向テ祝辞ヲ演ル所以ナリ、併セテ公衆ノ  
健安ヲ賀ス

松平慶永

○同日午後七時中村楼より更に柳橋生稻楼旧好懇親会に赴かる、此  
会ハ伊達宗城殿首唱開筵ありしなり、来会せられし方々ハ伊達宗  
城殿・松平確堂殿・藤堂高猷殿・上杉斉憲殿・藤堂高潔殿・伊達  
宗徳殿・黒田長知殿・毛利元徳殿なり、九時過帰邸せられき

○四月八日祠堂に於て春季祭<sup>大</sup>を執行せらる、祭主慶永公・副祭主  
茂昭公<sup>此日在京の旧臣其他参拝及  
重器縦観等ハ茂昭公譜に載す</sup>

○四月十五日午前九時出門参内せらる、例月の天機伺なり、常御殿  
に於て拝謁仰付らる

○四月十七日宮内卿より来る廿五日観桜会に召さるゝ旨を通達せら  
る、左の如し

皇帝・皇后兩陛下来る廿五日午後二時浜離宮御苑ニ於テ観桜会  
被催候ニ付、延遼館より参入可有之旨被仰出候条、此段及御案  
内候也

明治十七年四月十七日

宮内卿伊藤博文

正二位松平慶永殿

同令夫人

フロックコート着用

当日雨天ニ候ハ、翌廿六日御催、同日雨天ナレハ之ヲ止ム

○四月十八日慶永公・勇子君・茂昭公・幾子君午前六時過出門、小  
金井<sup>武蔵国  
多摩郡</sup>に赴かる、観桜のためなり、九時三十分小金井に着、柏  
屋平八<sup>小金井橋  
際の茶屋</sup>宅にて休憩、割籠を開かれ午十二時過より近傍散  
歩、一時三十分小金井を発し帰途井之頭弁天社に参詣、六時三十  
分帰邸せらる、此日往復とも馬車、毛受洪・武田正規・沢木禄平  
・佐野久・崎尾・ふち・つね随行事

○四月廿三日慶永公・茂昭公より故橋本左内の建碑費補助として金  
貳百円寄贈せらる、旧福井藩士村田氏寿・堤正誼・加藤斌其他の  
有志者相謀て一碑を小塚原に建立せし故なり<sup>篆額三条実美公、撰文  
重野安繹、執筆岩谷修</sup>

○四月廿五日午十二時三十分出門、浜離宮に参上せらる、曩に宮内卿より案内ありし故なり、勇子君ハ所労参上せられず、此日ハ聖上・皇后宮行幸行啓、皇族・大臣・参議・各国公使・勅任官・麁香間祇候・御雇外国人を召し観桜会を開かれしなり、聖上・皇后宮中島御茶屋に於て御休憩、皇族・大臣以下参上之方々に立食を賜ハリし

○同日向山黄村の許江佐藤崎尾を遣はし、向山放光院の喪を吊せしめらる、放光院ハ多年浅子君に奉仕せし女中なり、此時年給一年分の金額金七円・時花<sup>一</sup>筒別に慶永公・勇子君より金千疋・時花<sup>一</sup>筒・香木<sup>二</sup>を贈られ、又慶永公誄詞を遣はさる

誄詞

嗚乎哀哉嗚乎痛哉、向山放光ヨ、積年余祖母松栄公主ニ従事シ、日夜奉輔贊勉強尽力怠ラサル数年一日ノ如シ、特ニ公主ノ病痾ニ罹リ薨去前後ノ配勞ハ数人女中ニ冠タリ、其懇厚ノ至誠無比ノ功勞ハ慶永親ク見聞スル所ニシテ、其恩惠ハ忘ント欲スレトモ今ニ忘レサルナリ、昨廿四日病痾ヲ慰問セント思ヒ、黄村先生ニ寸楮ヲ呈セントテ揮筆ノ処へ、豈凶シヤ尼ノ易簣ノ報道アラントハ、喫驚涙々霑襟哀悼ニ堪ヘサルナリ、本日崎尾ヲ差遣シ余ト常子代ヲ以テ靈前ヲ拝セシム、聊香奠・時花及仏使ヲ供ス、是存生中ノ懇誠ニ報酬スルノ寸意ヲ表スルナリ、尚饗

明治十七年四月廿五日

正二位松平慶永

○五月五日午前九時出門参内せらる、例月の天機伺なり、退出より青山御所江も参上せらる

○五月六日毛受洪に託して慶永公の写真大小二葉を福井に遣ハさる、大形一葉ハ福井泉水邸に保存せしめ、小形一葉ハ孝顕寺秀康公の御像堂内に納められしなり

○五月七日毛受洪午後一時新橋発汽車にて出発、横浜より新潟丸に筒して福井に帰る

○五月十五日午前九時出門参内せらる、例月の天機伺なり

○五月十八日武田正規福井に出発す、墓参の為めなり、去る三日往復の日数を除き三周間の暇を請ひ即日承認せられしか、福井滞在中越前国所在御先代の墳墓及び御崇敬ある社寺江代拝を命せられ<sup>玉申料</sup>例の如し又慶永公の特旨を以て旧福井藩に功勞ありし人々の墳墓江も代参を命せられたり、命令書及び代拝・代参の社寺・墳墓左の如し

武田正規

今般亡養実両父本年々回ニ付福井県下福井江墓参ノ義、申立之

通承認候ニ付テハ、祖先ヲ始菩提所代拝勤務可有之候事

但旅費・日当定規ノ半額ヲ支給ス

明治十七年五月三日

代拝社寺

佐佳枝廻社 孝顕寺 運正寺 瑞源寺

大安寺 永平寺 東光寺 天竜寺

心月寺 西光寺 神明社 招魂社

黒竜社 足羽社 神明社内 稻荷・八幡両社

藤島社 坂井港 越知社 安波賀 春日社 坂井港 山王社

水門社

代参

石原甚十郎 高野半右衛門 天方孫八 鈴木主税

大宮藤馬 浅井八百里 大井弥十郎 加賀九郎右衛門

半井仲庵 吉田東篁 矢島 暁 狛 相模

岡部左膳 熊谷小兵衛 橋本左内 平本平学

外二元女中

○五月廿五日午前九時出門参内せらる、例月の天機伺なり、退出より青山御所江も参上せらる

○五月廿八日皇后宮の誕辰午前九時出門参賀せらる、御祝酒拝戴例の如し

○六月二日祠堂に於て秀康命の例祭<sup>大</sup>を執行せらる、祭主慶永公・

副祭主茂昭公、供饌十一台、祭友杉浦勝雅・今村今・佐々木源十郎・本山重久来る、村田氏寿・天方道祭席に陪す

○六月五日午前九時出門参内せらる、例月の天機伺なり、退出より青山御所江も参上せらる

○六月十五日午前九時出門参内せらる、例月の天機伺なり

○六月十八日武田正規福井より帰着す

○六月廿五日午前九時出門参内せらる、例月の天機伺なり、退出より青山御所江も参上せらる

○同日午後五時三十分出門、上野鉄道停車場に赴かる、上野・高崎間の鉄道落成せしを以て、日本鉄道会社に於て開業式を執行し招請せしなり、此日聖上臨幸在らせられ還幸後立食の饗応あり、九時前帰邸せられき

○七月一日祠堂に於て浅子命の正忌祭<sup>中</sup>を執行せらる、祭主慶永公・副祭主茂昭公、供饌七台

○七月三日慶民君仮に本邸に復帰せらる、誕生以来伊藤小右衛門に養育方を托し置かれしか、故ありて今度巢鴨邸に移し、邸番室田文六に養育方を托せらるゝ事になりし故、内意を伝えて引取られしなり、此日小右衛門及び其家族江謝儀として金品を贈遺せらる、左の如し

金三拾円 紋付盃一個 縞木綿一

伊藤小右衛門

奉書紬一

同人妻

浴衣地一

同人倅錠之介

孺子帯地片

同人娘のふ

薩摩緋一

同人二女たか

木綿白縮一

鎌次郎太七

金壹円

僕婢

半紙一 墨一 菓子料五十

伊藤別家

○七月五日午前九時出門参内せらる、例月の天機伺なり、退出より青山御所へも参上せらる

○七月八日午後一時過出門参内せらる、昨七日茂昭公召に応じて参内、伯爵に拝叙せられし故御札を申上られしなり、退出より青山御所へも参上、同じく御札を申上られたり

○七月十日祠堂に於て礼以子命の正忌祭中を執行せらる、祭主慶永公・副祭主茂昭公、供饌七台

○七月十五日午前九時出門参内せらる、例月の天機伺なり

○同日宮内卿より麯香間祇候無爵者の礼遇方を達せらる、左の如し

麯香間祇候華族

麯香間祇候無爵者ハ、特ニ其戸主ノ爵ニ均シキ礼遇ヲ享ケシム

右相達候事

明治十七年七月十五日

宮内卿伊藤博文

○七月十六日祠堂に於て永頼命の三年祭中を執行せらる、杉浦勝雅

・今村今奉仕す、供饌七台

○七月廿一日午前九時出門参内せらる、暑中の天機伺なり、青山御所江も参上せらる

○七月廿五日午前九時出門参内せらる、例月の天機伺なり

○同日慶民君巢鴨別邸室田文六の許に移住せらる、去る三日伊藤小右衛門宅より引取られし後、所労のため一時本邸に逗留、今日引移られたり、室田文六及び其家族に金品を与へらる、左の如し

品物代金千  
正 菓子料金五  
百正

室田文六

松魚節箱

木綿縮一  
反

同人妻

浴衣地一  
反

同人倅娘

金五十銭

作人

○八月一日宮内卿より来る七日浜離宮江召させらるゝ旨達せらる、

左の如し

来る七日午後七時浜離宮へ被為召候条、礼服用参入可有之候

也

但当日雨天ナレハ之ヲ止ム

明治十七年八月一日

宮内卿伊藤博文

正二位松平慶永殿

同 令夫人

心得書

一当日延遼館表門ヲ入り同所玄関ニ於テ下車馬ノ事

一着服ハ燕尾服「フロックコート」ヲ高帽・白襟・白手袋ヲ用ユヘシ

但帶勲者ハ勲章ヲ佩用スヘシ

一夫人ハ掛袴或ハ白襟紋付又ハ西洋服ノ内ヲ着用スヘシ

一延遼館玄関ニ於テ掛官へ各自名刺ヲ差出スヘシ

但名刺ニハ位爵ノ記載ヲ要ス、夫人同伴ノ向ハ一紙連名タ

ルベシ

一館内ニ於テ吸烟ヲ禁ス

一兩陛下通御ノ節并ニ御前ヲ經過スル時ハ、敬礼ヲ欠クヘカラ

ス

一兩陛下還御ノ後ハ退散随意タルヘシ

一傘・杖或外套等所持ノ品ハ、各自乗用ノ車内ニ置クヘシ

○八月二日宮内卿江御請書を指出さる、左の如し

来る七日午後七時浜離宮江被為召候条、礼服用参上可仕旨蒙

垂命、謹畏奉り候也

明治十七年八月二日

同妻 細川 勇

正二位松平慶永

宮内卿伊藤博文殿

○八月五日午前八時三十分出門参内せらる、例月の天機伺なり、青

山御所へも参上せらる

○八月七日浜離宮所勞のため参上せられす、宮内省江届書を出さる、

左の如し

本日午後七時浜離宮江被為召、同所江参上可仕之処、私義昨夜

来腹瀉、妻儀モ不快罷在参上難仕、此段及御届候也

明治十七年八月七日

正二位松平慶永

宮内卿伊藤博文殿

○八月十五日午前九時出門参内せらる、例月の天機伺なり

○八月廿一日福井泉水邸の称を養浩館と改めらる、慶永公撰定せられしなり

○八月廿五日午前九時出門参内せらる、例月の天機伺なり、退出より青山御所へも参上せらる

○同日祠堂に於て齊承命の正忌祭中を執行せらる、祭主慶永公・副祭主茂昭公、供饌七台

○八月廿九日福井住旧臣青山貞・千本久信・松平鷗客・毛受洪・秋田豊・勝木十蔵・中根牛介・狛元・島田重民に書を寄せらる、本年ハ齊承命天梁院殿の五十年忌に相当するを以て、勝木十蔵首唱し青山貞以下八名の人々と共に幹事となりて、松平家累代の靈位祭を兼て、去る廿一日・廿二日の両日福井運正寺に於て大法会を脩めし故、其厚意を謝せられしなり法会式其他の記事ハ茂昭公譜に掲ぐ此法会ハ曩に勝木十蔵より其挙に及ひたき旨申出し時、慶永公・茂昭公より金拾円を贈て其資に宛しめ、今又勝木以下に謝状を寄せられたり、此時別に福井新聞に掲けて其他の有志者及び諸宗の僧侶へも謝辞を述べられき、謝状及び謝辞左の如し

今般十二代齊承即チ天梁院殿五十回忌相当に付、祖先代々を兼去る廿一日・廿二日各方有志被申合、於運正寺盛んなる大法会を被執行、当日之景状於福井新聞一覽候、実ニ各方代々の旧恩を忘れず、殊に天梁院殿之厚恩を追思せられ此美挙を被執行、実に子孫たる慶永不可測厚志骨髓に徹し感佩之至に存候、仍之胸中満悦之寸誠を表するの礼謝を陳述候、扱又前文各方有志被申合厚恩報謝之大法会に就てハ、各方ハ勿論福井及旧地之人民〔士族・平民一般〕は寄附金有之多額に至り申候、且法会之節者運正寺者勿論、其他諸宗之寺院諷経又は施餓鬼等も有之よし、各方有志不及申旧領臣民・寺院の不容易深厚之誠意は、慶永礼謝を述へんとて此書簡を記し候折、実に厚意に感し涕泣之露紙上にホロ、落申候、祖先代々及天梁院殿之靈に代り、不肖慶永各方有志旧臣民江対し万々之真謝を陳述候、愚文推読可有之、暑氣未だ消せず、各方及旧臣民之健安を禱候也

二伸各方へ之礼は如斯候得共、寄附金之人民及寺院等、不肖慶永厚謝之寸意を通知致度、宜希入候也

明治十七年八月廿八日

秀康卿十五代孫

正二位勲二等松平慶永

今度先代齊承弘祭五十年忌辰ニ当ルヲ以テ、有志ノ諸氏義金ヲ醸シ、八月廿一日・廿二日運正寺ニ於テ当家代々ヲ合セテ大ヒニ法会ヲ営ミ、諸宗ノ寺院モ登場シ隆盛ヲ極メシ由、旧誼ノ至情愈感喜ノ至ニ堪ヘス、因テ爰ニ福井旧藩有志ノ諸氏及諸宗寺



院ノ厚意ヲ鳴謝ス

明治十七年八月三十日 正二位勲二等松平慶永

正四位 松平茂昭

○八月三十一日午前九時出門、明宮殿下の御住所中山忠能卿邸に参賀せらる、本日ハ殿下の御誕辰なり

○九月一日邸内鎮守宗像社の例祭を執行せらる、神饌七台、慶永公祝詞を朗読せらる

○九月五日午前九時出門参内せらる、例月の天機伺なり

○九月十五日祠堂に於て齊善命の正忌祭中祭を執行せらる、祭主慶永公・副祭主茂昭公、供饌七台

○同日午後五時出門参内天機を伺はる、今朝来風雨甚しかりしか午後二時に至り風力殊に加はりし故なり、青山御所へも参上せらる、六時風始めて止む、此日東京府下家屋の破損全潰二十八戸・半潰十一戸、外ニ製造場土蔵全潰六ヶ所・同樹木の転倒夥しかりき

○九月十七日午後三時出門、上野東照宮を参拝せらる茂昭公御同車秋気大祭なり

○同日東照宮拝礼後同所松源楼に赴かる、御一族方の懇親会松平基則殿亭番なり、来会せられし方々ハ松平確堂殿・松平康民殿・松平直亮殿・松平直徳殿・松平直静殿・松平直克殿及び慶永公・茂昭公なりし

○同日秀康公の位階正三位を旧来従三位とせし誤謬を訂正して、其旨を御一族方に告げらる、是ハ同公の位記を掲けたる諸書に或ハ正三位とし、或ハ従三位とせるか中に、当邸にてハ系譜等最憑拠すへき書類に従三位とあるを以て、他の諸書には正三位と記せるかあるに拘はらず、旧来従三位の方を真とせられたりしか、是年慶永公遠江国宇布見村なる秀康公の胞衣塚の碑文を撰はるへしとて、各種の書籍・古文書を蒐集して調査せられしに、福井運正寺に伝へたる公儀御宗門尊靈御法号記と題する帳簿に浄光院殿黄門森岩道慰運正大居士とありて、其側に神君御二男正三位前中納言兼三河守秀康公慶長十二年丁未閏四月八日逝去云々と記し、又紀州高野山に安置する秀康公の霊牌に金紫光禄大夫金紫光禄大夫ハ支那唐代の爵名にて吾朝の正三位に相当する事ハ拾芥抄に記載せるかとし云々とありて皆正三位とせり、依て考案せられしに運正寺に伝へたる帳簿といひ、高野山に安置する霊牌といひ、皆古代になりしものなる事ハ疑ふへくもあらされハ、従来系譜等に従三位と記るせるは全く誤謬に出たるものなるへしとて断然訂正せられしなり

○九月十九日越前産新雲丹を献上せらる、左の如し

雲丹五箱一箱五合入

○九月廿日祠堂に於て忠昌命の正忌祭中を執行せらる、祭主慶永公

・副祭主茂昭公、供饌七台

○九月廿三日秋季皇靈祭参拝せられす

○九月廿五日午前九時過出門参内せらる、例月の天機伺なり

○九月三十日阿部正桓殿の奥方寿子君逝去せらる、寿子君ハ故阿部

伊勢守正弘殿の息女なるを、故ありて明治元年四月三日茂昭公養女とせられし故、慶永公には養孫の御続きなり、御家族方の忌服

左の如し

慶永公養孫忌三日九月三十日より十月二日まで 服七日九月三十日より十月六日まで

勇子君養孫 同上

茂昭公養女忌十日九月三十日より十月九日まで 服三十日九月三十日より十月二十九日まで

幾子君継母 同上

康莊君養姉忌廿日九月三十日より十月十九日まで 服九十日九月三十日より十二月廿八日まで

○十月一日慶永公・茂昭公の忌服届を宮内省に差出さる、康莊君洋行中

の忌服ハ寄留地江到達の上届出らるゝ筈なり、慶永公の届出左の如し

忌服御届

東京府華族  
従五位伯爵阿部正桓妻  
寿

右病氣之処養生不相叶、昨三十日午後二時死去仕候、右者私養孫ニ付定式之忌服相受申候

忌明治十七年九月三十日ヨリ  
同十月二日迄

服明治十七年九月三十日ヨリ  
同十月六日迄

右御届仕候也

明治十七年十月一日

正四位伯爵松平茂昭養父隠居  
正二位松平慶永

宮内卿伊藤博文殿

○十月五日午前九時出門参内せらる、例月の天機伺なり、青山御所へも参上せらる

○同日秀康卿胞衣塚の碑文成る、慶永公の撰なり、此日公親ら揮毫

せらる、篆額ハ松平確堂殿なり、此碑ハ松平康民殿と本邸と協議、

遠江国宇布見村中村大館の宅地内古塚の側に建設せられしなり、

碑文左の如し

胞衣塚碑

従三位松平確堂篆額

是為曩祖越前国主正三位権中納言浄光源公胞衣塚、公諱秀康小

字於義丸、東照公第二子、天正二年二月八日生於遠江国敷知郡  
 宇布見村、初東照公有側室永見氏參河人、父曰永見貞英為池鯉  
 鮒神祠官、氏有娘東照公命本多重次護視焉、重次託之于中村正  
 吉家、既而分媿生公、正吉者邑之豪族、時為宇布見和田等五郷  
 代官、子孫相承至今世不墜家声、塚乃在其宅中、塚上古梅一樹  
 老幹扶疎、相伝為東照公手植、其家又藏古器數種、皆淨光公幼  
 時所愛玩、嗚呼公之英略偉勲昭々、垂竹帛固不俟称、述而如此  
 塚歲月之久、恐或堙滅不伝、因与同宗議記其来由、刻石以示于  
 後昆去

正二位勲二等松平慶永撰書

明治十七年十月五日建

東京井亀泉鑄



○十月十五日午前九時出門參内せらる、例月の天機伺なり、常御殿  
 に於て拜謁あり

○十月十七日神嘗祭午前十時出門<sup>大</sup>禮<sup>服</sup>參内、賢所を參拜せらる

○十月十八日午前八時過出門、村田氏寿の喪を吊せらる、其父謙齋  
 過般來病褥に在りしか、治療其効なく本日午前六時死去せしなり  
 謙齋<sup>此時</sup>八十八歳<sup>此</sup>日本邸より蒸菓子一重・煮染一重贈遺せらる

○十月十九日村田謙齋の靈前江時花一對・蒸菓子一折、外二金百円  
 贈遺せらる、慶永公の手書左の如し

昨十八日謙齋翁死去被致、誠二氣之毒之事二而、嘸々御愁悼之  
 義察入候、仍之彼是御経費も可有之与存候故、乍聊右補助トシ  
 テ金百円送進候間御収受可有之、此段申入候也

十月十九日

茂昭

村田氏寿殿

慶永

○十月廿三日祠堂に於て秋季祭<sup>大</sup>祭<sup>を</sup>執行せらる、祭主慶永公・副祭  
 主茂昭公、供饌十一台

○十月廿五日午前九時出門參内せらる、例月の天機伺なり、退出よ  
 り青山御所江も参上せらる

○十月廿六日午後三時出門、谷干城殿を訪問し、夫より両国中村楼  
 に赴かる、第四回越前懇親会に会同せられしなり、來会者二百三  
 十六名、本会ハ昨年四月十四日第一回の会合已來、春秋二季開会  
 會費一人の申合ハせなりしか、來十八年以後ハ秋季のミ開会し、會  
 費も半減<sup>會費老人五十錢宛、外に</sup>酒<sup>酒</sup>價<sup>酒</sup>ハ各旧藩主より出金<sup>となれり</sup>

○十月三十一日宮内卿より来る十一月七日観菊会に参内あるへき旨  
通知せらる、左の如し

皇帝・皇后両陛下下来ル十一月七日午後二時仮皇居御苑ニ於テ観  
菊会御催ニ付、参内可有之旨被仰出候、因テ此段及御案内候也

明治十七年十月三十一日 宮内卿伊藤博文

正二位松平慶永殿

同 令夫人

フロックコート着用、夫人ハ通常礼服  
或ハ西洋服着用

別紙

一当日赤坂仮皇居宮門ヲ入り御車寄ニ於テ下車、退散ノ節前二

同シ

一当日雨天ナレハ翌八日御催シ、同日雨天ナレハ之ヲ止ム

○十一月三日天長節午前九時出門<sup>大札</sup>参内せらる、皇上出御、勅語  
奉答例の如し、畢て宴を賜ふ、御兼題の歌を詠進せらる、左の如  
し

禁中秋興

慶永

かさしつゝ千代ませ垣の菊の上におく白露の玉しきの庭

○十一月五日午前九時出門参内せらる、例月の天機伺なり、青山御  
所江も参上せらる

○十一月七日観菊会午十二時三十分出門参内せらる、本日の御会に  
召されしハ皇族及び御息所・各大臣・参議・各国公使・勅任官・

麴香間祇候・公侯爵華族・御雇外国人及其夫人なり、聖上・皇后  
宮臨御、立食を賜ハる、勇子君ハ所劳参内せられす

○十一月十五日午前九時出門参内せらる、例月の天機伺なり、常御  
殿に於て謁見なり、十一時過帰邸

○十一月廿三日新嘗祭所劳参内せられす、風邪のためなり

○十一月廿五日午前九時出門参内せらる、例月の天機伺なり、青山  
御所江も参上せらる

○十二月一日宮内卿より、来る六日御発輦茨城県下女化原江行幸在  
らせらるゝ旨達せらる、左の如し

来る六日午前八時御出門、茨城県下女化原ニ於テ、近衛兵大砲  
演習為天覧行幸被為在候旨被仰出候条、別紙御休泊割相添、此  
段為心得相達候也

明治十七年十二月一日 宮内卿伯爵伊藤博文

麴香間祇候宛

別紙 御休泊割略す

○十二月五日午前九時出門参内せらる、例月の天機伺なり、青山御所江も参上せらる

○十二月十日午前九時出門参内、天機を伺ハる、昨九日女化原より還幸せられし故なり

○十二月十五日午前九時出門参内せらる、例月の天機伺なり

○十二月十六日族長及び幹事の改撰あり、投票多数にて慶永公族長に、松平直哉殿幹事に再撰登任せらるゝ事となれり、投票数の通知書左の如し

- 族長投票九枚 松平慶永
- 同 一枚 松平康民
- 幹事投票八枚 松平直哉
- 同 一枚 松平直静
- 同 一枚 松平康民

従各家御廻送相成候公撰投票開封候処、本文之通ニ御座候也

明治十七年十二月十六日 族長松平慶永

族長投票之処誤テ拙者多数得票恐懼之至奉存候、依之乍不束十八年度引統族長担任可仕承諾候、不相替不肖之拙者御介助御教示有之度、伏而希望候也

明治十七年十二月十六日 松平慶永

今般幹事投票多数二付、乍御苦勞十八年度引統御担任有之度希望候也

明治十七年十二月十六日 正二位松平慶永

從五位子爵松平直哉殿

今般幹事投票直哉殿得票多数二付、十八年度引統担任有之候様一族惣代之廉ヲ以テ直哉殿江申入置候、為御心得得貴意候也

明治十七年十二月十六日 族長松平慶永

○同日祠堂に於て包子命の一周年祭<sup>中</sup>を執行せらる、杉浦勝雅奉仕す、供饌七台

○十二月十九日午前九時出門参内、皇后宮の御機嫌を伺ハる、去る十七日松平頼英殿養母智月院殿逝去、皇后宮御姑の御統を以て昨日より三日間御遠慮在らせられしなり

○同日御一族の方々江郵書を以て族長退任の旨を通知せらる、去る十七日宮内卿より自今族長・管長を置に及ハさる旨達せられし故なり、退任の通知書及び宮内卿の達書左の如し

今般從宮内卿華族一般へ乙第十四号ヲ以テ被相達候二付、族長ノ名称ハ被廢候事与存候、不肖慶永数年之間諸君御厚意之御賛助ヲ以テ、無滞担任勤務候、依之右之御礼乍略儀以郵便拜啓候也

明治十七年十二月十九日

松平慶永

一族方宛

宮内卿の達書

華族一般

明治十五年十一月当省第三号ヲ以テ、宗族長・管長等従前之通  
可心得旨相達置候処、自今不及其義候、此旨相達候事

明治十七年十二月十七日 宮内卿伯爵伊藤博文

○十二月廿二日午後五時出門参内せらる、本日午後三時仮皇居赤坂内  
太政官文書局所轄文庫掛り湯呑場失火一棟ありし故、天機を伺ハ  
れしなり

○十二月廿五日午前九時出門参内せらる、例月の天機伺なり

○十二月廿九日午前九時出門参内せらる、歳末の御祝義を申上られ  
しなり、退出より青山御所江も参上せらる